



三重県公報

令和3年3月29日 (月)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
80	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則	(障がい福祉課)	2

規 則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布します。

令和三年三月二十九日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第八十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第一条 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年三重県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(衛生管理等) 第三条 条例第十四条第四項 の衛生管理等に関し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。 一・二 (略) (職員)	(衛生管理等) 第三条 条例第十四条第三項の衛生管理等に関し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。 一・二 (略) (職員)
第十三条 条例第二十七条第三項の乳児院の職員の数その他職員に関し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。 一 (略) 二 心理療法担当職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団に対する心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 三・五 (略) (職員)	第十三条 条例第二十七条第三項の乳児院の職員の数その他職員に関し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。 一 (略) 二 心理療法担当職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団に対する心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 三・五 (略) (職員)
第二十一条 条例第三十五条第四項の母子生活支援施設の職員の数その他職員に関し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。 一 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団に対する心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 二・三 (略) (職員)	第二十一条 条例第三十五条第四項の母子生活支援施設の職員の数その他職員に関し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。 一 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団に対する心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 二・三 (略) (職員)

第四十条 条例第五十四条第四項の児童養護施設の職員の員数その他職員に関し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団に対する心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならないこと。

三・四 (略)

(職員)

第四十八条 条例第六十二条第六項の福祉型障害児入所施設の職員の員数その他職員に関し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、おおむね児童の数を四で除して得た数以上とすること。ただし、児童三十人以下を入所させる施設にあつては、更に一以上を加えるものとする。

三〜七 (略)

八 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、おおむね児童の数を四で除して得た数以上とすること。ただし、児童三十五人以下を入所させる施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。

九 (略)

十 心理指導担当職員は、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団に対する心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められるものでなければならないこと。

(職員)

第六十二条 条例第七十条第四項の福祉型児童発達支援センターの職員の員数その他職員に関し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。

一 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、おおむね児童の数を四で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。

二・三 (略)

四 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士、

第四十条 条例第五十四条第四項の児童養護施設の職員の員数その他職員に関し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団に対する心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならないこと。

三・四 (略)

(職員)

第四十八条 条例第六十二条第六項の福祉型障害児入所施設の職員の員数その他職員に関し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、おおむね児童の数を四・三で除して得た数以上とすること。ただし、児童三十人以下を入所させる施設にあつては、更に一以上を加えるものとする。

三〜七 (略)

八 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、乳幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五人につき一人以上とすること。ただし、児童三十五人以下を入所させる施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。

九 (略)

十 心理指導担当職員は、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団に対する心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められるものでなければならないこと。

(職員)

第六十二条 条例第七十条第四項の福祉型児童発達支援センターの職員の員数その他職員に関し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。

一 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士及び機能訓練担当職員の総数は、おおむね児童の数を四で除して得た数以上とすること。

二・三 (略)

四 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士及

機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、おおむね児童の数を四で除して得た数以上とすること。ただし、言語聴覚士の数は、四人以上でなければならない。

五・六 (略)
(職員)

第七十二条 条例第七十八条第二項の児童心理治療施設の職員の員数その他職員に関し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。以下この号において同じ。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団に対する心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならないこと。

三(五) (略)
(職員)

第七十九条 条例第八十五条第四項の児童自立支援施設の職員の員数その他職員に関し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。以下この号において同じ。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団に対する心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならないこと。

三 (略)

機能訓練担当職員の総数は、おおむね児童の数を四で除して得た数以上とすること。ただし、言語聴覚士の数は、四人以上でなければならない。

五・六 (略)
(職員)

第七十二条 条例第七十八条第二項の児童心理治療施設の職員の員数その他職員に関し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。以下この号において同じ。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団に対する心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならないこと。

三(五) (略)
(職員)

第七十九条 条例第八十五条第四項の児童自立支援施設の職員の員数その他職員に関し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。以下この号において同じ。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団に対する心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならないこと。

三 (略)

(三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)
第二条 三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年三重県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(従業者) 第三条 (略) 2 (略) 3 条例第六条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。	(従業者) 第三条 (略) 2 (略) 3 条例第六条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 児童指導員又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ・ロ (略)

二 (略)

4 条例第六条第二項の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員(以下「機能訓練担当職員等」という。)を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

5 (略)

6 第四項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第三項第一号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第四条 (略)

2 (略)

3 条例第七条第二項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

4 条例第七条第三項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 看護職員 医療的ケアを行うために必要な数

5 〓 7 (略)

8 第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第二項第二号イの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

(児童発達支援計画の作成等)

第八条 (略)

2 〓 4 (略)

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6 〓 10 (略)

(勤務体制の確保等)

第二十六条 (略)

一 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ・ロ (略)

二 (略)

4 条例第六条第二項の機能訓練担当職員が、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

5 (略)

6 第三項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第四条 (略)

2 (略)

3 条例第七条第二項の機能訓練担当職員の数は、児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

4 条例第七条第三項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

5 〓 7 (略)

(児童発達支援計画の作成等)

第八条 (略)

2 〓 4 (略)

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6 〓 10 (略)

(勤務体制の確保等)

第二十六条 (略)

2・3 (略)

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(掲示)

第二十八条 (略)

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(従業者)

第三十二条 条例第四十条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 児童指導員又は保育士 基準該当児童発達支援の単位(基準該当児童発達支援の提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。)ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ・ロ (略)

二 (略)

(準用)

第四十三条 第八条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条から第二十六条まで、第二十八条及び第三十条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第八条から第十条まで、第十二条及び第十三条中「条例」とあるのは「条例第五十六条において準用する条例」と、第八条及び第十三条第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第十三条第三号中「第二十五条」とあるのは「第五十四条」と、第二十八条第一項条中「従業者の勤務の体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。

第四十四条 (略)

2 条例第五十九条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

2・3 (略)

(掲示)

第二十八条 (略)

(従業者)

第三十二条 条例第四十条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当児童発達支援の単位(基準該当児童発達支援の提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。)ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ・ロ (略)

二 (略)

2 前項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

(準用)

第四十三条 第八条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条から第二十六条まで、第二十八条及び第三十条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第八条から第十条まで、第十二条及び第十三条中「条例」とあるのは「条例第五十六条において準用する条例」と、第八条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第十三条第三号中「第二十五条」とあるのは「第五十四条」と、第二十八条中「従業者の勤務の体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。

第四十四条 (略)

2 条例第五十九条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 児童指導員又は保育士 指定放課後等デイサービスの単位（指定放課後等デイサービスの提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。次項において同じ。）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ・ロ （略）

二 （略）

3 条例第五十九条第二項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

4 （略）

5 第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第二項第一号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

（準用）

第四十七条 第八条、第九条、第十一条から第十三条まで、第十五条から第二十三条まで、第二十五条から第二十九条まで、第三十条第一項及び第三十一条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定中「条例」とあるのは「条例第六十四条において準用する条例」と、第八条及び第十三条第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

（従業者の員数）

第四十八条 条例第六十六条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 児童指導員又は保育士 基準該当放課後等デイサービスの単位（基準該当放課後等デイサービスの提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ・ロ （略）

一 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 指定放課後等デイサービスの単位（指定放課後等デイサービスの提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。次項において同じ。）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ・ロ （略）

二 （略）

3 条例第五十九条第二項の機能訓練担当職員が、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

4 （略）

5 第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者のうち半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

（準用）

第四十七条 第八条、第九条、第十一条から第十三条まで、第十五条から第二十三条まで、第二十五条から第二十九条まで、第三十条第一項及び第三十一条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定中「条例」とあるのは「条例第六十四条において準用する条例」と、第八条及び第十三条第一項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

（従業者の員数）

第四十八条 条例第六十六条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当放課後等デイサービスの単位（基準該当放課後等デイサービスの提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ・ロ （略）

二 (略)

第五十一条の二 (略)

2 (略)

3 前項第一号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に三年以上従事した者でなければならない。

(準用)

第五十八条 第八条、第九条、第十三条、第十五条から第二十三条まで、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第三十条第一項、第三十一条、第四十三条の二、第五十一条の四及び第五十一条の七の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第八条、第九条及び第十三条中「条例」とあるのは「条例第七十六条において準用する条例」と、第八条及び第十三条第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第二十八条第一項中「従業員の勤務の体制、協力医療機関」とあるのは「従業員の勤務の体制」と読み替えるものとする。

(従業員の員数に関する特例)

第六十一条 多機能型事業所(条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第三条第三項及び第四項、第四条第二項から第七項まで(第三項を除く。)、第三十八条、第四十四条第二項及び第三項、第五十一条の二第二項並びに第五十二条の規定の適用については、第三条第三項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第四項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第四条第二項第二号イ中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第四項第一号

二 (略)

2 前項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者のうち半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第五十一条の二 (略)

2 (略)

3 前項第一号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員(学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に三年以上従事した者でなければならない。

(準用)

第五十八条 第八条、第九条、第十三条、第十五条から第二十三条まで、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第三十条第一項、第三十一条、第四十三条の二、第五十一条の四及び第五十一条の七の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第八条、第九条及び第十三条中「条例」とあるのは「条例第七十六条において準用する条例」と、第八条及び第十三条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第二十八条中「従業員の勤務の体制、協力医療機関」とあるのは「従業員の勤務の体制」と読み替えるものとする。

(従業員の員数に関する特例)

第六十一条 多機能型事業所(条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第三条第三項及び第四項、第四条第二項から第五項まで、第三十八条、第四十四条第二項及び第三項並びに第五十二条の規定の適用については、第三条第三項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第四項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第四条第二項第二号イ中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第四項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能

<p>中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第四十四条第二項第一号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第三項中「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」とする。</p>	<p>型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第五項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第四十四条第二項第一号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第三項中「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」とする。</p>
---	--

(三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第三条 三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年三重県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第三条 (略)</p> <p>2 条例第五条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める数とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 児童指導員及び保育士 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数</p> <p>イ 児童指導員及び保育士の総数 (1)から(3)までに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める数</p> <p>(1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を四で除して得た数以上(三十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該数に一を加えた数以上)</p> <p>(2) 主として盲児又はろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を四で除して得た数以上(三十五人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該数に一を加えた数以上)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>四〇六 (略)</p>	<p>第三条 (略)</p> <p>2 条例第五条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める数とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 児童指導員及び保育士 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数</p> <p>イ 児童指導員及び保育士の総数 (1)から(3)までに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める数</p> <p>(1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を四・三で除して得た数以上(三十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該数に一を加えた数以上)</p> <p>(2) 主として盲児又はろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児である乳児又は幼児(次条第二項第三号及び第三十三条第二号において「乳幼児」という。)の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を五で除して得た数の合計数以上(三十五人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該合計数に一を加えた数以上)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>四〇六 (略)</p>
<p>3 条例第五条第二項に規定する心理指導担当職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認めら</p>	<p>3 条例第五条第二項に規定する心理指導担当職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認めら</p>

<p>れる者でなければならない。</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 条例第六条第一項の居室の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 前二号の規定にかかわらず、乳児又は幼児(第三十三条第二号において「乳幼児」という。)のみの一の居室の定員は六人以下とし、一人当たりの床面積は三・三平方メートル以上とすること。</p> <p>四 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(入所支援計画の作成等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2、3、4 (略)</p> <p>5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。</p> <p>6、7、8、9、10 (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(掲示)</p> <p>第二十九条 (略)</p> <p>2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(準用)</p> <p>第三十八条 第六条から第十三条まで、第十五条から第二十七条まで、第二十九条、第三十条第一項及び第三十一条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第六条から第十三条までの規定中「条例」とあるのは「条例第四十条において準用する条例」と、第二十九条第一項中「協力医療機関及び協力歯科医療機関」とあるのは「協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。</p>	<p>第四条 (略)</p> <p>2 条例第六条第一項の居室の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 前二号の規定にかかわらず、乳幼児のみの一の居室の定員は六人以下とし、一人当たりの床面積は三・三平方メートル以上とすること。</p> <p>四 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(入所支援計画の作成等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2、3、4 (略)</p> <p>5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。</p> <p>6、7、8、9、10 (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(掲示)</p> <p>第二十九条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第三十八条 第六条から第十三条まで、第十五条から第二十七条まで、第二十九条、第三十条第一項及び第三十一条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第六条から第十三条までの規定中「条例」とあるのは「条例第四十条において準用する条例」と、第二十九条中「協力医療機関及び協力歯科医療機関」とあるのは「協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。</p>
--	---

(三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改

正)

第四条 三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年三重県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(記録の整備)</p> <p>第八条 条例第三十条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 <u>条例第二十五条の二第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>五・六 (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第二十条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第八条 条例第三十条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第二十条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>4 <u>指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(掲示)</p> <p>第二十一条 (略)</p>	<p>(掲示)</p> <p>第二十一条 (略)</p>
<p>2 <u>指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p>第二十四条 第五条から第八条まで及び第十条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、<u>第五条から第八条まで、第十八条及び第二十一条第一項の規定中「条例」とあるのは「条例第三十一条第一項において準用する条例」と、第十九条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>第二十四条 第五条から第八条まで及び第十条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、<u>第五条から第八条まで、第十八条及び第二十一条第一項において準用する条例」と、第十九条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>2 第五条から第八条まで、第十条から第十八条まで及び第二十条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、<u>第五条から第八条まで、第十八条及び第二十一条第一項の規定中「条例」とあるのは「条例第三十一条第二項において準用する条例」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>2 第五条から第八条まで、第十条から第十八条まで及び第二十条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、<u>第五条から第八条まで、第十八条及び第二十一条の規定中「条例」とあるのは「条例第三十一条第二項において準用する条例」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>第二十七条 第二節（第九条、第十九条及び第二十四条を除く。）の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、<u>第五条か</u></p>	<p>第二十七条 第二節（第九条、第十九条及び第二十四条を除く。）の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、<u>第五条か</u></p>

ら第八条まで、第十八条及び第二十一条第一項の規定中「条例」とあるのは「条例第三十七条第一項において準用する条例」と読み替えるものとする。

2 第二節（第九条、第十九条及び第二十四条を除く。）及び第二十五条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第五条から第八条まで、第十八条、第二十一条第一項及び第二十五条の規定中「条例」とあるのは「条例第三十七条第二項において準用する条例」と読み替えるものとする。
（療養介護計画の作成等）

第三十条 （略）

2 4 （略）

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 10 （略）
（記録の整備）

第三十二条 条例第五十八条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。

1 3 （略）

四 条例第五十九条において準用する条例第二十五条の二第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

五・六 （略）
（勤務体制の確保等）

第三十九条 （略）

2 3 （略）

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
（掲示）

第四十条 （略）

2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
（職場への定着のための支援等の実施）

第四十九条の二 （略）

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業

ら第八条まで、第十八条及び第二十一条の規定中「条例」とあるのは「条例第三十七条第一項において準用する条例」と読み替えるものとする。

2 第二節（第九条、第十九条及び第二十四条を除く。）及び第二十五条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第五条から第八条まで、第十八条、第二十一条及び第二十五条の規定中「条例」とあるのは「条例第三十七条第二項において準用する条例」と読み替えるものとする。
（療養介護計画の作成等）

第三十条 （略）

2 4 （略）

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 10 （略）
（記録の整備）

第三十二条 条例第五十八条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。

1 3 （略）

四 条例第五十七条第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

五・六 （略）
（勤務体制の確保等）

第三十九条 （略）

2 3 （略）

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
（掲示）

第四十条 （略）

2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
（職場への定着のための支援の実施）

第四十九条の二 （略）

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業

者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、条例第六十四條の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、条例第六十四條の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(掲示)

第五十二条 (略)

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(準用)

第五十三条 第十条から第十六条まで、第二十二條、第二十三條、第三十條、第三十二條、第三十五條、第三十九條及び第四十一條の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十條中「条例」とあるのは「条例第七十二條において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第三十二條各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「条例第七十二條において準用する条例」と、同條第一号中「条例第四十三條第一項」とあるのは「条例第七十二條において準用する条例第十二條第一項」と、「指定療養介護」とあるのは「指定生活介護」と、同條第二号中「条例」とあるのは「条例第七十二條において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同條第三号中「条例第五十一條」とあるのは「条例第六十九條」と、同條第四号から第六号までの規定中「条例第五十九條」とあるのは「条例第七十二條」と読み替えるものとする。

(準用)

第六十五条 第八條(同條第二号を除く。)、第十一條から第十六條まで、第二十二條、第二十三條、第三十五條、第三十九條、第四十一條、第五十一條及び第五十二條の規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第八條各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「条例第八十七條において準用する条例」と、同條第一号中「条例」とあるのは「条例第八十七條において準用する条例」と、「指定居宅介護」とあるのは「指定短期入所」と、同條第三号から第五号までの規定中「条例」とあるのは「条例第八十七條において準用する条例」と、第五十二條第一項中「条例第七十條」とあるのは「条例第八十五條」と、「前條」とあるのは「

者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、条例第六十四條の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、条例第六十四條の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(掲示)

第五十二条 (略)

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(準用)

第五十三条 第十条から第十六条まで、第二十二條、第二十三條、第三十條、第三十二條、第三十五條、第三十九條及び第四十一條の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十條中「条例」とあるのは「条例第七十二條において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第三十二條各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「条例第七十二條において準用する条例」と、同條第一号中「条例第四十三條第一項」とあるのは「条例第七十二條において準用する条例第十二條第一項」と、「指定療養介護」とあるのは「指定生活介護」と、同條第二号中「条例」とあるのは「条例第七十二條において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同條第三号中「条例第五十一條」とあるのは「条例第六十九條」と、同條第四号中「条例」とあるのは「条例第七十二條において準用する条例」と、同條第五号及び第六号中「条例第五十九條」とあるのは「条例第七十二條」と読み替えるものとする。

(準用)

第六十五条 第八條(同條第二号を除く。)、第十一條から第十六條まで、第二十二條、第二十三條、第三十五條、第三十九條、第四十一條、第五十一條及び第五十二條の規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第八條各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「条例第八十七條において準用する条例」と、同條第一号中「条例」とあるのは「条例第八十七條において準用する条例」と、「指定居宅介護」とあるのは「指定短期入所」と、同條第三号から第五号までの規定中「条例」とあるのは「条例第八十七條において準用する条例」と、第五十二條中「条例第七十條」とあるのは「条例第八十五條」と、「前條」とあるのは「

あるのは「第六十五条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十三条 第五条、第八条、第十条から第十七条まで及び第二十一条から第二十三条までの規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第五条中「条例」とあるのは「条例第百一条において準用する条例」と、第八条各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「条例第百一条において準用する条例」と、同条第一号中「条例」とあるのは「条例第百一条において準用する条例」と、「指定居宅介護」とあるのは「指定重度障害者等包括支援」と、同条第二号中「条例第十八条第一項」とあるのは「条例第九十九条第一項」と、「居宅介護計画」とあるのは「重度障害者等包括支援計画」と、同条第三号から第五号までの規定中「条例」とあるのは「条例第百一条において準用する条例」と、第二十一条第一項中「条例第二十三条」とあるのは「条例第百条」と読み替えるものとする。

(準用)

第九十三条 第十条から第十七条まで、第二十二、第二十三、第三十、第三十二、第三十五、第三十九、第四十一、第四十六及び第四十九条の二から第五十二までの規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第三十条中「条例」とあるのは「条例第百二十一条において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第三十二各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「条例第百二十一条において準用する条例」と、同条第一号中「条例第四十三条第一項」とあるのは「条例第百二十一条において準用する条例第十二条第一項」と、「指定療養介護」とあるのは「指定自立訓練(機能訓練)」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第百二十一条において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第三号中「条例第五十一条」とあるのは「条例第百二十一条において準用する条例第六十九条」と、同条第四号から第六号までの規定中「条例第五十九条」とあるのは「条例第百二十一条」と、第四十六条中「条例」とあるのは「条例第百二十一条において準用する条例」と、第五十二条第一項中「条例」とあるのは「条例第百二十一条において準用する条例」と、「前条」とあるのは「第九十三条において準用する前条」と読み替えるものとする。

は「第六十五条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十三条 第五条、第八条、第十条から第十七条まで及び第二十一条から第二十三条までの規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第五条中「条例」とあるのは「条例第百一条において準用する条例」と、第八条各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「条例第百一条において準用する条例」と、同条第一号中「条例」とあるのは「条例第百一条において準用する条例」と、「指定居宅介護」とあるのは「指定重度障害者等包括支援」と、同条第二号中「条例第十八条第一項」とあるのは「条例第九十九条第一項」と、「居宅介護計画」とあるのは「重度障害者等包括支援計画」と、同条第三号から第五号までの規定中「条例」とあるのは「条例第百一条において準用する条例」と、第二十一条中「条例第二十三条」とあるのは「条例第百条」と読み替えるものとする。

(準用)

第九十三条 第十条から第十七条まで、第二十二、第二十三、第三十、第三十二、第三十五、第三十九、第四十一、第四十六及び第四十九条の二から第五十二までの規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第三十条中「条例」とあるのは「条例第百二十一条において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第三十二各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「条例第百二十一条において準用する条例」と、同条第一号中「条例第四十三条第一項」とあるのは「条例第百二十一条において準用する条例第十二条第一項」と、「指定療養介護」とあるのは「指定自立訓練(機能訓練)」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第百二十一条において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第三号中「条例第五十一条」とあるのは「条例第百二十一条において準用する条例第六十九条」と、同条第四号中「条例」とあるのは「条例第百二十一条において準用する条例」と、同条第五号及び第六号中「条例第五十九条」とあるのは「条例第百二十一条」と、第四十六条中「条例」とあるのは「条例第百二十一条において準用する条例」と、第五十二条中「条例」とあるのは「条例第百二十一条において準用する条例」と、「前条」とあるのは「第九十三条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第九十九条 条例第百三十二条の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。

一〜四 (略)

五 条例第百三十三条において準用する条例第十二十五条の二第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

六 (略)

(準用)

第一百一条 第十条から第十七条まで、第二十二條、第二十三條、第三十條、第三十五條、第三十九條、第四十一條、第四十六條、第四十九條の二から第五十二條まで、第九十一條及び第九十二條の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第三十條中「条例」とあるのは「条例第百三十三条において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第四十六條中「条例」とあるのは「条例第百三十三条において準用する条例」と、第五十二條第一項中「条例」とあるのは「条例第百三十三条において準用する条例」と、「前条」とあるのは「第一百一条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援等の実施)

第一百十條 (略)

2) 指定就労移行支援事業者は、利用者が、条例第百六十四條の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、条例第百六十四條の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

(準用)

第一百十二條 第十条から第十六條まで、第二十二條、第二十三條、第三十條、第三十二條、第三十五條、第三十九條、第四十一條、第四十六條、第四十九條から第五十二條まで、第八十九條及び第九十一條の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第三十條中「条例」とあるのは「条例第百四十四條において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第三十二條各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「条例第百四十四條において準用する条例」と、同条第一号中「条例第四十二條第一項」とあるのは「条例第百四十四條において準用する条例第十二條第一項」と、「指定療養介護」とあるのは「指定就労移行支援」と、同条第二号中「条例」と

(記録の整備)

第九十九条 条例第百三十二条の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。

一〜四 (略)

五 条例第百三十三条において準用する条例第五十七條第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

六 (略)

(準用)

第一百一条 第十条から第十七条まで、第二十二條、第二十三條、第三十條、第三十五條、第三十九條、第四十一條、第四十六條、第四十九條の二から第五十二條まで、第九十一條及び第九十二條の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第三十條中「条例」とあるのは「条例第百三十三条において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第四十六條中「条例」とあるのは「条例第百三十三条において準用する条例」と、第五十二條中「条例」とあるのは「条例第百三十三条において準用する条例」と、「前条」とあるのは「第一百一条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援の実施)

第一百十條 (略)

(準用)

第一百十二條 第十条から第十六條まで、第二十二條、第二十三條、第三十條、第三十二條、第三十五條、第三十九條、第四十一條、第四十六條、第四十九條から第五十二條まで、第八十九條及び第九十一條の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第三十條中「条例」とあるのは「条例第百四十四條において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第三十二條各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「条例第百四十四條において準用する条例」と、同条第一号中「条例第四十二條第一項」とあるのは「条例第百四十四條において準用する条例第十二條第一項」と、「指定療養介護」とあるのは「指定就労移行支援」と、同条第二号中「条例」と

あるのは「条例第四百四十四条において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第三号中「条例第五十一条」とあるのは「条例第四百四十四条において準用する条例第六十九条」と、同条第四号から第六号までの規定中「条例第五十九条」とあるのは「条例第四百四十四条」と、第四十六条中「条例」とあるのは「条例第四百四十四条において準用する条例」と、第五十一条第一項中「条例」とあるのは「条例第四百四十四条において準用する条例」と、「前条」とあるのは「第百十二条において準用する前条」と、第八十九条中「条例」とあるのは「条例第四百四十四条において準用する条例」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援等の実施)

第百二十一条 (略)

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、条例第百六十四条の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、条例第百六十四条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(準用)

第百二十三条 第十条から第十六条まで、第二十二條、第二十三條、第三十條、第三十二條、第三十五條、第三十九條、第四十一條、第五十條から第五十二條まで、第八十九條、第九十一條及び第百十一條の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第三十條中「条例」とあるのは「条例第百五十二条において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第三十二條各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「条例第百五十二条において準用する条例」と、同条第一号中「条例第四十三條第一項」とあるのは「条例第百五十二条において準用する条例第十二條第一項」と、「指定療養介護」とあるのは「指定就労継続支援A型」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第百五十二条において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同条第三号中「条例第五十一条」とあるのは「条例第百五十二条において準用する条例第六十九条」と、同条第四号から第六号までの規定中「条例第五十九条」とあるのは「条例第百五十二条」と、第五十二条第一項中「条例」とあるのは「条例第百五十二条において準用する条例」と、「前条」とあるのは「第百二十三條において準用する前条」と、第八十九條

あるのは「条例第四百四十四条において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第三号中「条例第五十一条」とあるのは「条例第四百四十四条において準用する条例第六十九条」と、同条第四号中「条例」とあるのは「条例第四百四十四条において準用する条例」と、「同条第五号及び第六号の規定中「条例第五十九条」とあるのは「条例第四百四十四条」と、第四十六条中「条例」とあるのは「条例第四百四十四条において準用する条例」と、第五十二条中「条例」とあるのは「条例第四百四十四条において準用する条例」と、「前条」とあるのは「第百十二条において準用する前条」と、第八十九条中「条例」とあるのは「条例第四百四十四条において準用する条例」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援等の実施)

第百二十一条 (略)

(準用)

第百二十三条 第十条から第十六条まで、第二十二條、第二十三條、第三十條、第三十二條、第三十五條、第三十九條、第四十一條、第五十條から第五十二條まで、第八十九條、第九十一條及び第百十一條の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第三十條中「条例」とあるのは「条例第百五十二条において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第三十二條各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「条例第百五十二条において準用する条例」と、同条第一号中「条例第四十三條第一項」とあるのは「条例第百五十二条において準用する条例第十二條第一項」と、「指定療養介護」とあるのは「指定就労継続支援A型」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第百五十二条において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同条第三号中「条例第五十一条」とあるのは「条例第百五十二条において準用する条例第六十九条」と、同条第四号中「条例」とあるのは「条例第百五十二条において準用する条例」と、同条第五号及び第六号の規定中「条例第五十九条」とあるのは「条例第百五十二条」と、第五十二条中「条例」とあるのは「条例第百五十二条において準用する条例」と、「前

中「条例」とあるのは「条例第百五十二条において準用する条例」と読み替えるものとする。

(準用)

第百二十八条 第十条から第十六条まで、第二十二
条、第二十三条、第三十条、第三十二条、第三十五
条、第三十九条、第四十一条、第四十六条、第四十
九条から第五十二条まで、第八十九条、第九十一
条及び第百十九条から第百二十一条までの規定
は、指定就労継続支援B型の事業について準用す
る。この場合において、第三十条中「条例」とある
のは「条例第百五十八条において準用する条例」
と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B
型計画」と、第三十二条各号列記以外の部分中「条
例」とあるのは「条例第百五十八条において準用
する条例」と、同条第一号中「条例第四十三条第一
項」とあるのは「条例第百五十八条において準用
する条例第十二条第一項」と、「指定療養介護」と
あるのは「指定就労継続支援B型」と、同条第二号
中「条例」とあるのは「条例第百五十八条において
準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは
「就労継続支援B型計画」と、同条第三号中「条例
第五十一条」とあるのは「条例第百五十八条にお
いて準用する第六十九条」と、同条第四号から第
六号までの規定中「条例第五十九条」とあるのは
「条例第百五十八条」と、第四十六条中「条例」と
あるのは「条例第百五十八条において準用する条
例」と、第五十一条第一項中「条例」とあるのは
「条例第百五十八条において準用する条例」と、
「前条」とあるのは「第百二十八条において準用
する前条」と、第八十九条中「条例」とあるのは
「条例第百五十八条において準用する条例」と、
第百十九条第一項中「条例第百五十二条」とある
のは「条例第百五十八条」と、「就労継続支援A型
計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み
替えるものとする。

(準用)

第百三十二条 第十条、第十一条、第十三条から第
十六条まで、第二十二條、第二十三条、第三十条、
第三十二条、第三十五条、第三十九条、第四十一
条、第四十九条、第五十一条、第五十二条、第八十
九条、第九十一条及び第百十九条から第百二十一
条までの規定は、基準該当就労継続支援B型の事
業について準用する。この場合において、第三十
条中「条例」とあるのは「条例第百六十三条にお
いて準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは
「基準該当就労継続支援B型計画」と、第三十二
条各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「条例

条」とあるのは「第百二十二条において準用する
前条」と、第八十九条中「条例」とあるのは「条例
第百五十二条において準用する条例」と読み替え
るものとする。

(準用)

第百二十八条 第十条から第十六条まで、第二十二
条、第二十三条、第三十条、第三十二条、第三十五
条、第三十九条、第四十一条、第四十六条、第四十
九条から第五十二条まで、第八十九条、第九十一
条及び第百十九条から第百二十一条までの規定
は、指定就労継続支援B型の事業について準用す
る。この場合において、第三十条中「条例」とある
のは「条例第百五十八条において準用する条例」
と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B
型計画」と、第三十二条各号列記以外の部分中「条
例」とあるのは「条例第百五十八条において準用
する条例」と、同条第一号中「条例第四十三条第一
項」とあるのは「条例第百五十八条において準用
する条例第十二条第一項」と、「指定療養介護」と
あるのは「指定就労継続支援B型」と、同条第二号
中「条例」とあるのは「条例第百五十八条において
準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは
「就労継続支援B型計画」と、同条第三号中「条例
第五十一条」とあるのは「条例第百五十八条にお
いて準用する第六十九条」と、同条第四号中「条
例」とあるのは「条例第百五十八条において準用
する条例」と、同条第五号及び第六号の規定中「条
例第五十九条」とあるのは「条例第百五十八条」
と、第四十六条中「条例」とあるのは「条例第百五
十八条において準用する条例」と、第五十二条中
「条例」とあるのは「条例第百五十八条において
準用する条例」と、「前条」とあるのは「第百二十
八条において準用する前条」と、第八十九条中「条
例」とあるのは「条例第百五十八条において準用
する条例」と、第百十九条第一項中「条例第百五十
二条」とあるのは「条例第百五十八条」と、「就労
継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B
型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第百三十二条 第十条、第十一条、第十三条から第
十六条まで、第二十二條、第二十三条、第三十条、
第三十二条、第三十五条、第三十九条、第四十一
条、第四十九条、第五十一条、第五十二条、第八十
九条、第九十一条及び第百十九条から第百二十一
条までの規定は、基準該当就労継続支援B型の事
業について準用する。この場合において、第三十
条中「条例」とあるのは「条例第百六十三条にお
いて準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは
「基準該当就労継続支援B型計画」と、第三十二
条各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「条例

第六十三条において準用する条例」と、同条第一号中「条例第四十三條第一項」とあるのは「条例第六十三條において準用する条例第十二條第一項」と、「指定療養介護」とあるのは「基準該当就労継続支援B型」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第六十三條において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労支援継続B型計画」と、同条第三号中「条例第五十一条」とあるのは「条例第六十三條において準用する条例第六十九條」と、同条第四号から第六号までの規定中「条例第五十九條」とあるのは「条例第六十三條」と、第五十二條第一項中「条例第七十條」とあるのは「条例第六十一條」と、「前条」とあるのは「第三百二十二條において準用する前条」と、第八十九條中「条例」とあるのは「条例第六十三條において準用する条例」と、第一百十九條第一項中「条例第五十二條」とあるのは「条例第六十三條」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援等の実施)

第三百二十二條の七 (略)

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、一月に一回以上、当該利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うとともに、一月に一回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第三百三十七條 (略)

2 ～ 5 (略)

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第三百三十八條 第十一條、第十三條から第十六條まで、第二十二條、第二十三條、第三十條、第三十二條、第三十五條、第四十一條及び第五十二條の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第三十條中「条例」とあるのは「条例第六十九條において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第三十二條各号列記以外の部分中「条例」とあ

第六十三条において準用する条例」と、同条第一号中「条例第四十三條第一項」とあるのは「条例第六十三條において準用する条例第十二條第一項」と、「指定療養介護」とあるのは「基準該当就労継続支援B型」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第六十三條において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労支援継続B型計画」と、同条第三号中「条例第五十一条」とあるのは「条例第六十三條において準用する条例第六十九條」と、同条第四号中「条例」とあるのは「条例第六十三條において準用する条例」と、同条第五号及び第六号中「条例第五十九條」とあるのは「条例第六十三條」と、第五十二條中「条例第七十條」とあるのは「条例第六十一條」と、「前条」とあるのは「第三百二十二條において準用する前条」と、第八十九條中「条例」とあるのは「条例第六十三條において準用する条例」と、第一百十九條第一項中「条例第五十二條」とあるのは「条例第六十三條」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援の実施)

第三百二十二條の七 (略)

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、一月に一回以上、当該利用者との対面により行うとともに、一月に一回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第三百三十七條 (略)

2 ～ 5 (略)

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第三百三十八條 第十一條、第十三條から第十六條まで、第二十二條、第二十三條、第三十條、第三十二條、第三十五條、第四十一條及び第五十二條の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第三十條中「条例」とあるのは「条例第六十九條において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第三十二條各号列記以外の部分中「条例」とあ

るのは「条例第六十九條において準用する条例」と、同条第一号中「条例」とあるのは「条例第六十九條において準用する条例」と、「指定療養介護」とあるのは「指定共同生活援助」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第六十九條において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同条第三号中「条例第五十一条」とあるのは「条例第六十九條において準用する条例第六十九條」と、同条第四号から第六号までの規定中「条例第五十九條」とあるのは「条例第六十九條」と、第五十二條第一項中「条例第七十條」とあるのは「条例第六十八條の六」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第三百三十七條の三第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

(準用)

第三百三十八條の四 第十一條、第十三條から第十六條まで、第二十二條、第二十三條、第三十條、第三十二條、第三十五條、第四十一條、第五十二條、第三百三十四條の二から第三百三十四條の四まで、第三百三十五條の二及び第三百三十七條から第三百三十七條の三までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第三十條及び第三百三十四條の二から第三百三十四條の四までの規定中「条例」とあるのは「条例第七十條の九において読み替えて準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第三十二條各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「条例第七十條の九において準用する条例」と、同条第一号中「条例」とあるのは「条例第七十條の九において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同条第二号中「条例第四十八條第一項」とあるのは「条例第七十條の九において準用する条例第四十八條第一項」と、同条第三号中「条例第五十一條」とあるのは「条例第七十條の九において準用する条例第六十九條」と、同項第四号から第六号までの規定中「条例第五十九條」とあるのは「条例第七十條の九」と、第五十二條第一項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第三百三十八條の四において準用する第三百三十七條の三第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第三百三十八條の十二 (略)

るのは「条例第六十九條において準用する条例」と、同条第一号中「条例」とあるのは「条例第六十九條において準用する条例」と、「指定療養介護」とあるのは「指定共同生活援助」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第六十九條において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同条第三号中「条例第五十一条」とあるのは「条例第六十九條において準用する条例第六十九條」と、同条第四号中「条例」とあるのは「条例第六十九條において準用する条例」と、同条第五号及び第六号中「条例第五十九條」とあるのは「条例第六十九條」と、第五十二條中「条例第七十條」とあるのは「条例第六十八條の六」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第三百三十七條の三第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

(準用)

第三百三十八條の四 第十一條、第十三條から第十六條まで、第二十二條、第二十三條、第三十條、第三十二條、第三十五條、第四十一條、第五十二條、第三百三十四條の二から第三百三十四條の四まで、第三百三十五條の二及び第三百三十七條から第三百三十七條の三までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第三十條及び第三百三十四條の二から第三百三十四條の四までの規定中「条例」とあるのは「条例第七十條の九において読み替えて準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第三十二條各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「条例第七十條の九において準用する条例」と、同条第一号中「条例」とあるのは「条例第七十條の九において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同条第二号中「条例第四十八條第一項」とあるのは「条例第七十條の九において準用する条例第四十八條第一項」と、同条第三号中「条例第五十一條」とあるのは「条例第七十條の九において準用する条例第六十九條」と、同項第四号中「条例第五十七條第二項」とあるのは「条例第七十條の九において準用する条例第五十七條第二項」と、同項第五号及び第六号中「条例第五十九條」とあるのは「条例第七十條の九」と、第五十二條中「前条の協力医療機関」とあるのは「第三百三十八條の四において準用する第三百三十七條の三第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第三百三十八條の十二 (略)

2 ～ 4 (略)

5 | 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第百三十八条の十三 第十一条、第十三条から第十六条まで、第二十二條、第二十三條、第三十条、第三十二條、第三十五條、第四十一條、第五十二條、第百三十四條の二、第百三十四條の四、第百三十五條の二、第百三十六條、第百三十六條の二、第百三十七條の二及び第百三十七條の三の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第三十条中「条例」とあるのは「条例第七十条の二十において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第三十二條各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「条例第七十条の二十において準用する条例」と、同条第一号中「条例」とあるのは「条例第七十条の二十において準用する条例」と、「指定療養介護」とあるのは「外部サービス利用型指定共同生活援助」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第七十条の二十において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同条第三号中「条例第五十一条」とあるのは「条例第七十条の二十において準用する条例第六十九条」と、同条第四号から第六号までの規定中「条例第五十九条」とあるのは「条例第七十条の二十」と、第五十二條第一項中「条例第七十条」とあるのは「条例第七十条の十八」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第百三十八条の十三において準用する第百三十七條の三第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第百三十六條第三項中「当該指定共同生活援助事業所の管理者及び従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の管理者及び従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第百四十九条 第十条、第十一条、第十三条から第十六条まで、第二十二條、第二十三條、第三十条、第三十二條、第三十五條、第三十九條、第四十一条、第四十四條、第四十六條(同条第九号を除く。)

2 ～ 4 (略)

(準用)

第百三十八条の十三 第十一条、第十三条から第十六条まで、第二十二條、第二十三條、第三十条、第三十二條、第三十五條、第四十一條、第五十二條、第百三十四條の二、第百三十四條の四、第百三十五條の二、第百三十六條、第百三十六條の二、第百三十七條の二及び第百三十七條の三の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第三十条中「条例」とあるのは「条例第七十条の二十において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第三十二條各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「条例第七十条の二十において準用する条例」と、同条第一号中「条例」とあるのは「条例第七十条の二十において準用する条例」と、「指定療養介護」とあるのは「外部サービス利用型指定共同生活援助」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第七十条の二十において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同条第三号中「条例第五十一条」とあるのは「条例第七十条の二十において準用する条例第六十九条」と、同条第四号中「条例」とあるのは「条例第七十条の二十において準用する条例」と、同条第五号及び第六号中「条例第五十九条」とあるのは「条例第七十条の二十」と、第五十二條中「条例第七十条」とあるのは「条例第七十条の十八」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第百三十八条の十三において準用する第百三十七條の三第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第百三十六條第三項中「当該指定共同生活援助事業所の管理者及び従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の管理者及び従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第百四十九条 第十条、第十一条、第十三条から第十六条まで、第二十二條、第二十三條、第三十条、第三十二條、第三十九條、第四十四條、第四十六條(同条第九号を除く。)及び第五十二條の規定は、

第五十条から第五十二条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第二十三条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第三十条中「条例」とあるのは「条例第七十九条第一項において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、三月）」と、第三十二条各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「条例第七十九条第一項において準用する条例」と、同条第一号中「条例第四十三条第一項」とあるのは「条例第七十九条第一項において準用する条例第十二条第一項」と、「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第七十九条第一項において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第三号中「条例第五十一条」とあるのは「条例第七十九条第二項から第五項までにおいて準用する条例第六十九条」と、同条第四号から第六号までの規定中「条例第五十九条」とあるのは「条例第七十九条第一項」と、第四十四条及び第四十六条中「条例」とあるのは「条例第七十九条第一項において準用する条例」と、第五十条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第五十二条第一項中「条例」とあるのは「条例第七十九条第一項において準用する条例」と、「前条」とあるのは「条例第七十九条第二項から第五項までにおいて準用する前条」と読み替えるものとする。

2 第四十五条、第四十八条（同条第五項を除く。）及び第四十九条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第四十五条中「条例」とあるのは「条例第七十九条第二項において準用する条例」と、「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第四十八条第六項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

3 第八十九条、第九十一条（同条第三項を除く。）及び第九十二条第二項の規定は、特定基準該当障

特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第二十三条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第三十条中「条例」とあるのは「条例第七十九条第一項において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、三月）」と、第三十二条各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「条例第七十九条第一項において準用する条例」と、同条第一号中「条例第四十三条第一項」とあるのは「条例第七十九条第一項において準用する条例第十二条第一項」と、「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第七十九条第一項において準用する条例」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第三号中「条例第五十一条」とあるのは「条例第七十九条第二項から第五項までにおいて準用する条例第六十九条」と、同条第四号中「条例」とあるのは「条例第七十九条第二項から第五項までにおいて準用する条例」と、同条第五号及び第六号中「条例第五十九条」とあるのは「条例第七十九条第一項」と、第四十四条及び第四十六条中「条例」とあるのは「条例第七十九条第一項において準用する条例」と、第五十一条中「条例」とあるのは「条例第七十九条第一項において準用する条例」と、「前条」とあるのは「条例第七十九条第二項から第五項までにおいて準用する前条」と読み替えるものとする。

2 第三十五条、第四十一条、第四十五条、第四十八条（同条第五項を除く。）及び第四十九条から第五十一条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第四十五条中「条例」とあるのは「条例第七十九条第二項において準用する条例」と、「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第四十八条第六項及び第五十条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

3 第三十五条、第四十一条、第五十条、第五十一条、第八十九条、第九十一条（同条第三項を除く。）

害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第八十九条中「条例」とあるのは「条例第七十九条第三項において準用する条例」と、「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第九十一条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

4 第九十一条（同条第三項を除く。）、第九十二条第二項及び第九十八条（同条第二項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第九十一条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十八条中「条例」とあるのは「条例第七十九条第四項において準用する条例」と、「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。

5 第四十九条、第八十九条、第九十一条（同条第三項を除く。）、第一百九条から第二百一十一条まで及び第二百二十六条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第八十九条中「条例」とあるのは「条例第七十九条第五項において準用する条例」と、「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第九十一条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第一百九条第一項中「条例第二百五十二条」とあるのは「条例第七十九条第一項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第二百二十六条中「条例」とあるのは「条例第七十九条第五項において準用する条例」と読み替えるものとする。

1・2 附 則
（略）

（指定共同生活援助事業所又は日中サービス支

及び第九十二条第二項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第五十条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第八十九条中「条例」とあるのは「条例第七十九条第三項において準用する条例」と、「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第九十一条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

4 第三十五条、第四十一条、第五十条、第五十一条、第九十一条（同条第三項を除く。）、第九十二条第二項及び第九十八条（同条第二項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第五十条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十一条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十八条中「条例」とあるのは「条例第七十九条第四項において準用する条例」と、「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。

5 第三十五条、第四十一条、第四十九条から第五十一条まで、第八十九条、第九十一条（同条第三項を除く。）、第一百九条から第二百一十一条まで及び第二百二十六条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第五十条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第八十九条中「条例」とあるのは「条例第七十九条第五項において準用する条例」と、「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第九十一条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第一百九条第一項中「条例第二百五十二条」とあるのは「条例第七十九条第一項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第二百二十六条中「条例」とあるのは「条例第七十九条第五項において準用する条例」と読み替えるものとする。

1・2 附 則
（略）

（指定共同生活援助事業所又は日中サービス支

<p>援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)</p> <p>3 第三十六条第三項及び第三十八条の六第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、<u>令和六年三月三十一日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。</p>	<p>援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)</p> <p>3 第三十六条第三項及び第三十八条の六第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、<u>平成三十三年三月三十一日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。</p>
<p>4 第三十六条第三項及び第三十八条の六第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、<u>令和六年三月三十一日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>5 〃 8 (略)</p>	<p>4 第三十六条第三項及び第三十八条の六第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、<u>平成三十三年三月三十一日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>5 〃 8 (略)</p>

(三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第五条 三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年三重県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数)</p> <p>第五条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設の設置者は、昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合は、条例第五条第一項第一号ロ、同項第二号ロ及びハ、同項第三号ロ、同項第四号ロ並びに同項第六号ロの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設において提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、一人以上は、常勤でなければならないとする</p>	<p>(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数)</p> <p>第五条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設の設置者は、昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合は、条例第五条第一項第一号ロ、同項第二号ロ及びハ、同項第三号ロ、同項第四号ロ及びハ並びに同項第六号ロの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設において提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、一人以上は、常勤でなければならない</p>

ことができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設の設置者は、条例第五条第一項第一号ハ、同項第二号ニ、同項第三号ニ、同項第四号ハ、同項第五号ハ及び同項第六号ハ並びに第三条第三項第三号、同条第四項第二号、同条第五項第二号、同条第六項第三号、同条第七項第二号及び同条第八項第二号の規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスのうち指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等第三号に定める利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

一・二 (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第八条 (略)

2 3 4 (略)

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 7 8 9 10 (略)

(職場への定着のための支援等の実施)

第二十九条 (略)

2 (略)

3 指定障害者支援施設の設置者は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援(三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年三重県条例第二十一号)第百六十四条の二に規定する指定就労定着支援をいう。以下この項及び次項において同じ。)の利用を希望する場合には、第一項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(同条例第百六十四条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。次項において同じ。)との連絡調整を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設の設置者は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

いとすることができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設の設置者は、条例第五条第一項第一号ハ、同項第二号ニ、同項第三号ニ、同項第四号ニ、同項第五号ハ及び同項第六号ハ並びに第三条第三項第三号、同条第四項第二号、同条第五項第二号、同条第六項第三号、同条第七項第二号及び同条第八項第二号の規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスのうち指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等第三号に定める利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

一・二 (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第八条 (略)

2 3 4 (略)

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 7 8 9 10 (略)

(職場への定着のための支援の実施)

第二十九条 (略)

2 (略)

<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第三十四条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定障害者支援施設の設置者は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(掲示)</p> <p>第三十六条 (略)</p> <p>2 指定障害者支援施設の設置者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設等に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第三十四条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(掲示)</p> <p>第三十六条 (略)</p>
--	--

(三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第六条 三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年三重県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(療養介護計画の作成等)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案について意見を求めるものとする。</p> <p>6 10 (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(職場への定着のための支援等の実施)</p> <p>第二十四条の二 (略)</p> <p>2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援(三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年三重</p>	<p>(療養介護計画の作成等)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たつては、利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案について意見を求めるものとする。</p> <p>6 10 (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(職場への定着のための支援の実施)</p> <p>第二十四条の二 (略)</p>

<p>県条例第二十一号) 第六百六十四条の二に規定する指定就労定着支援をいう。第四十三条第二項及び第五十五条第二項において同じ。)の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(同条例第六百六十四条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。第四十三条第二項及び第五十五条第二項において同じ。)との連絡調整に努めなければならない。</p> <p>(職場への定着のための支援等の実施)</p>	<p>(職場への定着のための支援の実施)</p>
<p>第四十三条 (略)</p>	<p>第四十三条 (略)</p>
<p>2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。</p> <p>(職場への定着のための支援等の実施)</p>	<p>(職場への定着のための支援等の実施)</p>
<p>第五十五条 (略)</p>	<p>第五十五条 (略)</p>
<p>2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。</p>	

(三重県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第七条 三重県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年三重県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(その他運営に関する基準)</p> <p>第七条 条例第十八条の地域活動支援センターの運営に関し必要な基準は、次条及び第九条に定めるところによる。</p>	<p>(その他運営に関する基準)</p> <p>第七条 条例第十八条の地域活動支援センターの運営に関し必要な基準は、次条に定めるところによる。</p>
<p>第八条 (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>第八条 (略)</p>
<p>第九条 地域活動支援センターの設置者は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。</p>	
<p>2 地域活動支援センターの設置者は、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>	
<p>3 地域活動支援センターの設置者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	
<p>4 地域活動支援センターの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えた</p>	

ものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(三重県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第八条 三重県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年三重県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第六条 (略)</p> <p>(その他設備及び運営に関する事項)</p> <p>第七条 条例第十七条の福祉ホームの設備及び運営に関し必要な事項は、次条に定めるところによる。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第八条 福祉ホームの設置者は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 福祉ホームの設置者は、当該福祉ホームの職員によつてサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 福祉ホームの設置者は、職員の資質の向上のため、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>4 福祉ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第六条 (略)</p>

(三重県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第九条 三重県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年三重県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(施設障害福祉サービス計画の作成等)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p> <p>6 10 (略)</p> <p>(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数)</p> <p>第十四条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設の設置者は、昼間実施サービスの利用定員</p>	<p>(施設障害福祉サービス計画の作成等)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たつては、利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p> <p>6 10 (略)</p> <p>(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数)</p> <p>第十四条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設の設置者は、昼間実施サービスの利用定員</p>

の合計が二十人未満である場合には、条例第十一条第一項第一号ロ、同項第二号ロ及びハ、同項第三号ロ、同項第四号ロ並びに同項第六号ロの規定にかかわらず、当該障害者支援施設の設置者が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員（施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設の設置者は、条例第十一条第一項第一号ハ、同項第二号ニ、同項第三号ハ、同項第四号ハ、同項第五号ハ及び同項第六号ハ並びに第八条第四項第三号、同条第五項第二号、同条第六項第二号、同条第七項第三号、同条第八項第二号及び同条第九項第二号の規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設において提供する昼間実施サービスのうち指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等第三号に定める利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

一・二 (略)

(職場への定着のための支援等の実施)

第二十四条 (略)

2 (略)

3 障害者支援施設の設置者は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第二十一号）第百六十四条の二に規定する指定就労定着支援をいう。以下この項及び次項において同じ。）の利用を希望する場合には、第一項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第百六十四条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。次項において同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

4 障害者支援施設の設置者は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第二十九条 (略)

2・3 (略)

4 障害者支援施設の設置者は、適切な施設障害福祉

の合計が二十人未満である場合には、条例第十一条第一項第一号ロ、同項第二号ロ及びハ、同項第三号ロ、同項第四号ロ及びハ並びに同項第六号ロの規定にかかわらず、当該障害者支援施設の設置者が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員（施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設の設置者は、条例第十一条第一項第一号ハ、同項第二号ニ、同項第三号ハ、同項第四号ニ、同項第五号ハ及び同項第六号ハ並びに第八条第四項第三号、同条第五項第二号、同条第六項第二号、同条第七項第三号、同条第八項第二号及び同条第九項第二号の規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設において提供する昼間実施サービスのうち指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等第三号に定める利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

一・二 (略)

(職場への定着のための支援の実施)

第二十四条 (略)

2 (略)

3 障害者支援施設の設置者は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第二十一号）第百六十四条の二に規定する指定就労定着支援をいう。以下この項及び次項において同じ。）の利用を希望する場合には、第一項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第百六十四条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。次項において同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

4 障害者支援施設の設置者は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第二十九条 (略)

2・3 (略)

4 障害者支援施設の設置者は、適切な施設障害福祉

社サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存する主として知的障害のある児童を人所させる福祉型障害児入所施設については、第一条の規定による改正後の三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（次項及び附則第四項において「新児童福祉施設基準規則」という。）第四十八条第一項第二号の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に存する主として盲ろうも児を入所させる福祉型障害児入所施設については、新児童福祉施設基準規則第四十八条第一項第八号の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に存する福祉型児童発達支援センターに対する新児童福祉施設基準規則第六十二条第一号の規定の適用については、令和四年三月三十一日までの間、同号中「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」とあるのは、「する」とする。
- 5 この規則の施行の際現に指定を受けている障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和二年三重県条例第二十一号）第二条の規定による改正前の三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧指定障害児通所支援基準条例」という。）第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業者（次項及び附則第七項において「旧指定児童発達支援事業者」という。）については、第二条の規定による改正後の三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新指定障害児通所支援基準規則」という。）第三条第三項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 6 旧指定児童発達支援事業者に対する新指定障害児通所支援基準規則第三条第四項及び第六項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同条第四項中「又は保育士」とあるのは、「保育士又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、一年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」と、同条第六項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。
- 7 旧指定児童発達支援事業者については、新指定障害児通所支援基準規則第四条第八項の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 8 この規則の施行の際現に旧指定障害児通所支援基準条例第四十条第一項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者（次項において「旧基準該当児童発達支援事業者」という。）については、新指定障害児通所支援基準規則第三十二条の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 9 旧基準該当児童発達支援事業者については、第二条の規定による改正前の三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（附則第十四項において「旧指定障害児通所支援基準規則」という。）第三十二条第二項の規定は、令和五年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。
- 10 この規則の施行の際現に指定を受けている旧指定障害児通所支援基準条例第五十九条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者（次項及び附則第十二項において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定障害児通所支援基準規則第四十四条第二項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 11 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定障害児通所支援基準規則第四十四条第三項の規定の適

- 用については、令和五年三月三十一日までの間、同項中「又は保育士」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者」とする。
- 12 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定障害児通所支援基準規則第四十四条第五項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。
- 13 この規則の施行の際現に旧指定障害児通所支援基準条例第六十六条第一項に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者（次項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定障害児通所支援基準規則第四十八条の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 14 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧指定障害児通所支援基準規則第四十八条第二項の規定は、令和五年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。
- 15 この規則の施行の際現に指定を受けている第三条の規定による改正前の三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（次項において「旧指定障害児入所施設基準規則」という。）第三条第一項第三号イ(1)に規定する主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、第三条の規定による改正後の三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（次項において「新指定障害児入所施設基準規則」という。）第三条第二項第三号イ(1)の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 16 この規則の施行の際現に指定を受けている旧指定障害児入所施設基準規則第三条第二項第三号イ(2)に規定する主として盲ろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新指定障害児入所施設基準規則第三条第二項第三号イ(2)の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
